

第3号議案

医療法施行規則の改正に伴う診療所一般病床設置
の基準の変更について

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 27 号）平成 29 年 3 月 28 日公布に伴い、平成 20 年に審議会にて承認された基準を変更する。

診療所の特例病床（医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項）の主な変更

（要件）

○在宅を支援するため病床を必要とする診療所

⇒地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

（手続き）

○医療計画への該当診療所の名称及び所在地の記載をすることにより、医療審議会へは報告で可。

⇒個別案件としてそれぞれ取り扱うため、医療審議会の承認が必要となり、医療計画への該当診療所の名称及び所在地の記載が不要。

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号までの規定に該当する診療所の基準 新旧対照表

改正後	現行
<p>表題 医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当する診療所の基準</p> <p>1. 目的 この基準は、医療法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）により有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しに伴い、規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当し、医療法（以下「法」という。）第7条第3項の許可を受けないで療養病床又は一般病床を設けることのできる場合の基準その他必要な事項を定めるものである。</p>	<p>表題 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定に該当する診療所の基準</p> <p>1. 目的 この基準は、診療所が医療法施行規則（以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号から3号までの規定に該当し、医療法（以下「法」という。）第7条第3項の許可を受けないで一般病床を設けることができる場合に、大阪府保健医療計画（以下「医療計画」という。）に記載する基準その他必要な事項を定めるものである。</p>
<p>2. 療養病床又は一般病床を設けることのできる基準 (1) 規則第1条の14第7項第1号関係 法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有すること。 (ア) 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施） (イ) 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上） (ウ) 患者からの問い合わせに対し、常時対応できる機能 (エ) 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上） (オ) 当該診療所内において看取りを行う機能 (カ) 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した</p>	<p>2. 医療計画に記載する基準 (1) 規則第1条の14第7項第1号関係 (ア) 在宅末期医療を支援するための病床を必要とする診療所（診療報酬上の施設基準のうち、「在宅末期医療総合診療料」の届出を近畿厚生局長に行うもの）であること。 (イ) 在宅療養を支援するための病床を必要とする診療所（診療報酬上の施設基準のうち、「在宅療養支援診療所」、あるいは「診療所老人医療管理料」の届出を近畿厚生局長に行うもの、あるいは「在宅療養支援診療所」の緊急時入院施設として近畿厚生局長に届けられるもの）であること。</p>

場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能

(年間30件以上)

(キ) 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) 規則第1条の14第7項第2号関係

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であつて次のいずれかに該当すること。

(ア) 大阪府においては、へき地の医療に該当する診療所はないものとして取り扱う。

(イ) 小児慢性特定疾患(平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号)の治療のための病床を必要とする診療所。

(ウ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。

(3) 上記以外の要件

略

(2) 規則第1条の14第7項第3号関係

(ア) 小児慢性特定疾患(平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号)の治療のための病床を必要とする診療所であること。

(イ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所であること。

(3) 上記以外の要件

略

3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合

(削除)

(1) 医療計画に記載するまでの5年間において、次の違反等を指摘された法人(その代表者及び管理者を含む。以下(2)、(3)において同じ。)又は個人に該当する場合。

(ア) 知事の重大違反事項通知を受けた者

(イ) 犯罪または医師に関する不正が行われた者

(2) 「規則第1条の14第7項第1項又は第2号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置に関する指導指針」に定める事前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に該

3. 医療計画に記載しない場合

(1) 規則第1条の14第7項第2号に該当する場合。

大阪府においては本号に該当する診療所はないものとして取り扱う。
(2) 医療計画に記載するまでの5年間において、次の違反等を指摘された法人(その代表者及び管理者を含む。以下(3)、(4)において同じ。)又は個人に該当する場合。

(ア) 知事の重大違反事項通知を受けた者

(イ) 犯罪または医師に関する不正が行われた者

(3) 「規則第1条の14第7項第1項又は第3号に該当する場合における診療所の一般病床の設置に関する指導指針」に定める事前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に該当する場合。

当する場合。

(ア) 法、医師法等の違反事項が指摘された者

(イ) その他、医療機関として良質かつ適切な医療を行うにあたり著しく適正を欠くと認められる者

(3) すでに当該二次医療圏域で開設している医療機関で、前年度の療養病床又は一般病床の病床稼働率がおおむね80%未満の医療機関を開設する者に該当する場合。ただし、正当と認められる理由がある場合は、この限りではない。

(ア) 法、医師法等の違反事項が指摘された者

(イ) その他、医療機関として良質かつ適切な医療を行うにあたり著しく適正を欠くと認められる者

(4) すでに当該二次医療圏域で開設している医療機関で、前年度の一般病床の病床稼働率がおおむね80%未満の医療機関を開設する者に該当する場合。ただし、正当と認められる理由がある場合は、この限りではない。

4. その他

(1) 2に該当する場合には、大阪府医療審議会（以下「医療審」という。）の議を経て療養病床又は一般病床を設けることができる。

(2) 知事は2又は3に該当するかどうか判断しかねる場合には、医療審で審議し決することとする。

(3) 2(3)(オ)に反して自主的に廃止しない場合には、医療審の議を経て、規則第1条の14第7項に該当しない診療所である旨を通達する。

4. その他

(1) 2に該当する場合には、大阪府医療審議会（以下「医療審」という。）の議を経たものとみなし、知事は医療計画に当該診療所の名称及び所在地を記載することができるものとする。この場合、知事は直近の医療審に報告するものとする。

(2) 知事は2又は3に該当するかどうか判断しかねる場合には、医療審で審議し決することとする。

(3) 2(3)(オ)に反して自主的に廃止しない場合には、医療審の議を経て医療計画の記載から削除することができる。

○医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当する診療所の基準

(平成30年 月 日 大阪府医療審議会承認)

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当する診療所の基準

平成 年 月 日

1. 目的

この基準は、医療法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）により有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しに伴い、規則第1条の14第7項第1号及び2号までの規定に該当し、医療法（以下「法」という。）第7条第3項の許可を受けないで療養病床又は一般病床を設けることができる場合の基準その他必要な事項を定めるものである。

2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準

(1) 規則第1条の14第7項第1号関係

法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有すること。

- (ア) 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
- (イ) 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
- (ウ) 患者からの問い合わせに対し、常時対応できる機能
- (エ) 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）
- (オ) 当該診療所内において看取りを行う機能
- (カ) 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
- (キ) 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) 規則第1条の14第7項第2号関係

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。

- (ア) 大阪府においては、へき地の医療に該当する診療所はないものとして取り扱う。
- (イ) 小児慢性特定疾患（平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号）の治療のための病床を必要とする診療所。
- (ウ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。

(3) 上記以外の要件

- (ア) 患者本位の経営理念が確立し、質の高い医療提供体制が確立されていること。
- (イ) 入院患者が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該特例診療所の医師が速やかに診療を行う体制が確保されるとともに、他の病院又は診療所と緊密な連携が確保されていること。
- (ウ) 規則第1条の11各項で規定する医療安全及び院内感染対策等が適切に講じられているとともに、法第6条の11第1項第1号に基づき知事又は保健所設置市長が行う助言に対し、適切な措置が講じられていること。

こと。

(エ) 十分な医療従事者が確保されていること。

(オ) (1)又は(2)の要件を欠くに至った場合は医療法施行令第3条の3の届出に係る病床を自主的に廃止すること、及び年次報告を行うことを誓約すること。

3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合

(1) 医療計画に記載するまでの5年間において、次の違反等を指摘された法人(その代表者及び管理者を含む。以下(2)、(3)において同じ。)又は個人に該当する場合。

(ア) 知事の重大違反事項通知を受けた者

(イ) 犯罪または医事に関する不正が行われた者

(2) 「規則第1条の14第7項第1項又は第2号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置に関する指導指針」に定める事前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に該当する場合。

(ア) 法、医師法等の違反事項が指摘された者

(イ) その他、医療機関として良質かつ適切な医療を行うにあたり著しく適正を欠くと認められる者

(3) すでに当該二次医療圏域で開設している医療機関で、前年度の療養病床又は一般病床の病床稼働率がおおむね80%未満の医療機関を開設する者に該当する場合。ただし、正当と認められる理由がある場合は、この限りではない。

4. その他

(1) 2に該当する場合には、大阪府医療審議会(以下「医療審」という。)の議を経て療養病床又は一般病床を設けることができる。

(2) 知事は2又は3に該当するかどうか判断しかねる場合には、医療審で審議し決することとする。

(3) 2(3)(オ)に反して自主的に廃止しない場合には、医療審の議を経て、規則第1条の14第7項に該当しない診療所である旨を通達する。